

契約締結前の書面（スポット会員）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。）

この書面をよくお読み下さい。

商号：株式会社TODOKERU

所在地：〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5丁目1番14号

ゴールドコート豊玉305号室

電話番号：03（5946）9235

金融商品取引業者（当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第3348号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。また、お客様が有価証券等を売買した際、銘柄や数量、売り買いの別などで誤発注した場合においても、当社は賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

当社は、投資顧問契約により、国内株式、外国株式、国内上場ETF、外国上場ETF、国内投資信託、外国投資信託、REIT、国内債券、外国債券に関する助言を、以下の方法により行うものとし、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。

具体的な助言の内容及び方法は、以下の通りとなります。

【助言の内容及び方法】

- ① 当社の投資助言サービスには「スポット会員」制度があり、お客様はそのサービスとしてセカンドオピニオンサービスまたは銘柄相談サービスをご利用いただけます。いずれのサービスも、利用回数に制限はありません。
- ② セカンドオピニオンサービスは、お客様が保有する他社運用資産その他の金融資産に関する状況や投資方針について、お客様からの相談に基づき、当社が1時間単位の面談によって意見・助言を提供します。
- ③ 銘柄助言サービスは、お客様が指定する有価証券銘柄について、当社が分析を行い、その投資判断に関する意見・助言を提供します。
- ④ いずれのサービスも、助言の提供は、面談、電話、電子メールその他当社が適切と認める方法によって行います。

【助言報酬】

セカンドオピニオンサービスの助言報酬は、1時間当たり22,000円（税込）お支払いいただきます。銘柄助言サービスの助言報酬は、お客様が指定する有価証券銘柄1銘柄につき5,500円（税込）お支払いいただきます。なお、ライト会員が銘柄助言サービスを利用する場合、当社の推奨銘柄についての質問等は無償となります。支払い方法は、当社指定のクレジットカード決済又は銀行振込（振込手数料は会員が負担）とします。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

1. 株式

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

2. 債券

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

3. 投資信託及び投資証券

投資信託や投資証券は、主に国内外の債券、株式および不動産などの財産を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落、組入株式および組入不動産の価格下落や、組入債券の発行体、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

4. 外国有価証券

外国株式、外国債券、外国投資信託や外国投資証券は、通常、外貨建ての取引となります。そのため、為替相場の変動を原因として損失が発生する場合

があります。また、これらの外貨建有価証券は投資対象通貨国における政治・経済・社会情勢の変化などにより、売却や日本円への交換が不可能になる場合があります。その他、売買制度や課税制度が変更される可能性があります。

5. 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフについて

当社との投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。また、当社規定の審査の結果、お客様とのお取引が不可であると当社が判断した場合は、解約を申し出ることがあります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

1. クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。

電子メールアドレス：info@ia-todokeru.com

- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日又はその記録された電磁的記録媒体を送付した日となります。

- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

(イ) 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただくものとします。

(ロ) 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日

数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただくものとします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金します。なお、入会金をお支払いいただいた場合は、全額返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はお客様へは発生しません。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後にお客様が契約を解除する場合、当社がすでに提供した投資助言サービスについては返金を行いません。

○ 当社による任意解除権について

投資顧問契約締結後にお客様に関して当社が実施する取引審査及び取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に定義されるものをいいます。）の結果、お客様に対する投資助言サービスの提供が適切でないと当社が合理的に認めた場合、当社は、お客様に対する何らの催告を要せずして、投資顧問契約を解除することができるものとします。なお、これにより当社との投資顧問契約が終了した場合、当社は、投資顧問契約に基づきお客様から受領済みの助言報酬を遅滞なくお客様に返還するものとします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電子メールによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

2. 当社が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

3. お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

<当社の概要>

1. 資本金：800万円

2. 役員の氏名：代表取締役 下田 祐樹
取締役 國貞 和香子
取締役 山田 康太

3. 主要株主：下田 祐樹（当社代表取締役）
 國貞 和香子（当社取締役）
 山田 康太（当社取締役）

4. 分析者・投資判断者：下田 祐樹

5. 助言者：下田 祐樹

6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社 TODOKERU お問い合わせ窓口

電話番号：03（5946）9235

メールアドレス：info@ia-todokeru.com

7. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人資産運用業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

またお客様は、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂くよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号：0120 - 64 - 5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、教育事業、セミナー事業を行っています。

2025年11月27日 制定

2026年4月1日 改定